

岐阜県公報

第二千二百三十三号
平成二十一年二月十三日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業課) 九九ページ

告示

有害図書類の指定 (男女参画青少年課) 一〇〇

解除予定保安林とする旨の通知 (治山課) 一〇〇

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 一〇〇

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (治山課) 一〇〇

公共測量の実施 (用地課) 一〇一

関都市計画の変更案の縦覧 (都市政策課) 一〇一

岐阜都市計画の図書の縦覧 (同) 一〇二

各務原都市計画の図書の縦覧 (同) 一〇二

規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年岐阜県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」に改める。

別表十三の項第二号及び十四の項第二号中「公益法人」を「一般社団法人等」に改め、同表十五の項第一号中「十一の項」を「十三の項」に改め、同項第二号中「公益法人」を「一般社団法人等」に改め、同表十六の項第一号中「十二の項」を「十四の項」に改め、同項第二号中「公益法人」を「一般社団法人等」に改め、同表十七の項中「県出資公益法人(県が出資している公益法人)を「特定一般社団法人等(一般社団法人(県が社員であるものに限る。)又は一般財団法人(その基本財産の全部又は一部が県により拠出されているものに限る。))」に、「行う県出資公益法人」を「行う特定一般社団法人等」に改め、同表十八の項中「県出資公益法人」を「特定一般社団法人等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七七号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十一条第一項の規定により次のものを有青図書類として指定した。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定図書類

種 類	図 書 類 の 題 名	刊 行 年 代	発行所、著者等
雑誌	チャンフロード	2009. 3 月号	徳島新聞社

2 指定年月日

平成21年 2 月 13 日

3 指定理由

著しく犯罪者もしくは自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第八八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
飛騨市宮川町種蔵字はうそが尾七六三の四・七六三の五（以上二筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 解除の理由
道路用地とするため

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人シー・エス・イーハイプラン
- 三 代表者の氏名 小森 紘夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大蔵台一〇丁目二八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県民に対して、文化及びスポーツの振興、並びに環境の保全に關する事業を中心とする事業を行い、岐阜県の文化及びスポーツレベルの向上、並びに環境の保全に寄与することを目的とする。

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知について、通知の相手方の所在が不明なので、その要旨等を同法第八十九条の規定により次のとおり公示する。

なお、当該通知は、平成二十一年二月十三日から十四日間揖斐川町役場掲示場において掲示する。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林
(一) 所在場所
揖斐郡揖斐川町鶴見字原谷一五二の二六

- (二) 登記簿上の所有権者の住所及び氏名
愛知県一宮市大和町宮地花池字中道四五番地 橋場 博史
 - 二 指定施業要件の変更に係る保安林
 - (一) 所在場所
揖斐郡揖斐川町鶴見字原谷一六〇
 - (二) 登記簿上の所有権者の住所及び氏名
揖斐郡揖斐川町鶴見二七番戸 宮川 弥八郎
 - 三 指定施業要件の変更に係る保安林
 - (一) 所在場所
揖斐郡揖斐川町鶴見字原谷一六五の二〇
 - (二) 登記簿上の所有権者の住所及び氏名
揖斐郡揖斐川町鶴見六九五番地 宮川 はすゑ
 - 四 森林法第三十条の規定による告示
 - (一) 告示した日
平成二十年八月二十九日
 - (二) 告示の題名及び番号
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（平成二十年岐阜県告示第
五百六十号）
 - 五 関係書類の閲覧場所
岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場
- 公共測量の実施
- 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十
四条第三項の規定により公示する。
- 平成二十一年二月十三日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 作業機関

- 国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所
 - 二 作業種類
公共測量（平成二十年度長良川境界測量）
 - 三 作業期間
平成二十一年一月十四日から
同 年三月二十三日まで
 - 四 作業地域
岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市並びに安八郡輪之内町及び安八町（長良川右岸堤
河川距離標三〇・四キロポストから五六・二キロポスト地域、同左岸堤河川距離標二
四・四キロポストから五六・二キロポスト地域、伊自良川右岸堤河川距離標〇・〇キ
ロポストから五・六キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標〇・〇キロポストから五
六キロポスト地域）
- 関都市計画の変更案の縦覧
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同
法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の
規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案
を公衆の縦覧に供する。
- なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出す
ることができる。
- 平成二十一年二月十三日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 都市計画の種類及び名称
関都市計画道路
 - 二 都市計画を定める土地の区域
三・四・九号 東山西田原線
 - 三 都市計画図書において表示する区域
三 都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十一年二月十六日から

同 年三月二日まで

五 注意事項

意見書には、指名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存在する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に大して有する利害関係の内容についても記載すること。

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画下水道

岐阜市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画下水道

各務原市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画公園

二・二・六十五号 川島町中央公園

四・四・四号 川島町総合スポーツ公園

四・四・五号 河跡湖公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

平成二十一年二月十三日印刷
平成二十一年二月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
四八、〇〇〇円
岐阜尾文芸社